

記載要領

事業計画が終了するまで、毎年決算日から
3か月以内に提出します。

様式第3（第4条第1項関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律 に基づく 年度における承認地域経済牽引事業計画の実施状況報告書

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

年 月 日付で承認を受けた地域経済牽引事業計画の 年度の実
施状況を別紙のとおり報告します。

（備考）

- 地方公共団体の長（地域経済牽引事業を行おうとする者に地方公共団体を含むときは、主務大臣。）の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

3 実施した地域経済牽引事業の機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作若しくは建設（設備投資）に関する実績

- ・報告年度で実施した承認地域経済牽引事業に係る機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物の取得又は製作もしくは建設に要した額（設備投資額）について、「設備投資の内容ごとの設備投資額」及び「設備投資額の合計額」をそれぞれ記載してください。

○活用した支援措置（複数可）

支援措置の項目	利用件数 (単位：件数)	金額等	単位
・みなし特定事業者の特例 (法第15条関係)		—	
・事業環境整備への提案 (法第16条関係)		—	—
・農地転用許可等の手続きに関する配慮 (法第18条関係)			ヘクタール
・市街化調整区域での開発の配慮 (法第18条関係)			ヘクタール
・中小企業信用保険法の特例 (法第19条関係)		—	—
・中小企業投資育成株式会社法の特例 (法第20条関係)		—	—
・食品等の流通の合理化及び取引の適 正化に関する法律の特例(法第21 条関係)		—	—
・株式会社日本政策金融公庫法の特例 [クロスボーダーローン、スタンド バイ・クレジット](法第22条関係)		※融資等を受け た金額を記載	円
・一般社団法人の地域団体商標の登録 主体追加(法第23条関係)		—	—
・地域団体商標の登録料等の減免 (法第24条関係)		—	—
・地域未来投資促進税制 (法第25条関係)		※課税の特例の 適用額を記載	円
・地方税の課税免除又は不均一課税に 伴う措置(法第26条関係)		※減免された 金額を記載	円
・財産の処分の制限に係る承認の手續 の特例(法第27条関係)			設備
・中小企業等協同組合法及び中小企業 団体の組織に関する法律の特例(第 28条)		—	—

・事業譲渡の際の免責的債務引受の特例（第29条）		—	—
・国の予算による措置（地域経済牽引事業計画の承認を受けたことによる優先採択などがあった場合）		※補助等を受けた金額を記載	円
・地方創生推進交付金を活用した地方公共団体による支援		※補助等を受けた金額を記載	円
・政府系金融機関による金融支援		※融資を受けた金額を記載	円
・その他（地方公共団体独自の地域経済牽引事業のための支援措置などを記載。）			